



- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条 第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、**最大クラスの津波が悪条件下**において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、**千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの**ですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深等は津波の**第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所**もあります。
- 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 海抜ゼロメートル地帯等の地盤高さの低い地域**では、地震により河川堤防が 25% の高さとなった場合、**津波の来襲に先行して河川水により浸水**することも考えられます。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により修正の可能性がります。

